

平成28年第7回中頓別町農業委員会総会会議記録

日 時 平成28年11月 8日

午後 1時00開会

午後 2時30閉会

場 所 中頓別町役場会議室

- 1 当日の出席委員は次のとおりである。

石黒 和浩、栗林 松三、鈴木 義博、常本 啓二、宗像 育美
藤田 健一、石井 広幸、森川 健一

以上 8名

- 2 当日の欠席委員は次のとおりである。

以上 0名

- 3 本会のための説明者 農業委員会 事務局長 藤 田 徹

- 4 本会のための書記 農業委員会 主 査 千 葉 敦 子

- 5 本会の総会にかかる案件は次のとおりである。(別紙議案書のとおり)

6. 議 事

報告第1号 国有財産の売渡しについて

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第3号 農地利用最適化推進委員の設置について

議案第4号 農業委員定数について

7. その他

(1) 今後の予定について

① H28年度農業委員等研修

平成28年11月14日(月)～15日(火) 農業委員・事務局
札幌市中央区北5条西6丁目1-23 北海道通信ビル 5階
一社) 北海道農業会議

② H28年度第1回農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る 国と地方の協議の場

平成28年11月18日(金)～19日(土) 藤田事務局長
札幌市中央区北3条西6丁目 北海道別館地下会議室

- ③ 宗谷 de 就農フェア in 酪農学園大学及び新農業人フェア
酪農学園大学・札幌コンベンションセンター
平成 28 年 11 月 24 日（木）～26 日（土） 千葉主査
平成 28 年 11 月 25 日（金）～26 日（土） 宗像委員
- ④ 平成 28 年度地域農業を担う農地所有適格法人等スキルアップ
研修会
平成 28 年 12 月 8 日（木） 午前 10:30～12:40
浜頓別町緑ヶ丘 8 丁目 1 番地 北海道立総合研究機構農業
研究本部上川農業試験場天北支場 2 階会議室
- ⑤ H28 年度市町村農業者年金協議会代議員等研修会
平成 28 年 12 月 15 日（木） 午後 1 時 30 分
稚内市中央 3 丁目 13-23 総合文化センター 2 階 美術室

(2) その他

8. 閉 会

事務局長	それでは、皆さん揃いましたので、ただいまから平成28年第7回の農業委員会総会を開催いたします。 まず始めに会長より挨拶を頂きます。
会長	皆さんこんにちは、悪路の中、悪天候の中、本日の第7回農業委員会総会にご出席頂きましてありがとうございます。 本年は、本日のとおり早い時期からの冬将軍ということで、もう雪は溶けないのかなと思っております。 農作業の方も一段落をしておりますけれど、年末を迎え、何かとお忙しい中、本日お越し頂いて、ありがとうございます。 又、本日の新聞でも皆さんご承知のとおり、規制改革の中で指定団体制度、また補給金が首相発言でほぼ、指定団体以外にも補給金を支給するという形で決まりそうな所だという事で、規制改革で我々農業者にも多分な影響を与えてくるものだと考えております。当委員会に関しましても、農業委員会法の改正ということで、ご承知のとおり来年度から公選制を廃止して、任命制また、このことにともないまして、町の条例を改正し、本議題にもあります定数の削減を本総会で決めていきたいなと考えていますので、どうぞ宜しくお願いいたします。
議長	これより、中頓別町農業委員会会議規則第7条第1項の規定に基づき、議事を進行いたします。 【定数報告】 本日の出席委員は8名中8名であり。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、過半数に達しておりますので総会は成立しておりますことをご報告申し上げます。 【議事録署名委員の指定】 議事録署名委員の指定を行います。 中頓別町農業委員会会議規則第15条の規定に基づき、議長が2名の委員を指名いたします。 6番 藤田委員 ・ 7番 石井委員を指名いたします。 それでは会務報告につきまして、事務局から報告いたします。
事務局長	はい、それでは4枚目の資料になりますけれども。会務報告につきまして、ご報告致します。 報告の内容につきましては、10月3日から本日、11月8日までの

内容となっておりまして、

まず、10月3日ですが、「中頓別町農業委員会協議会総会」を開催致しまして、平成27年度の事業報告・収支決算報告、それと平成28年度事業計画・収支予算を決定してきております。この協議会につきましては事業年度、これは農業委員さんの任期を考慮しまして、8月1日から7月31日となっております。

それと同日、「平成28年第6回農業委員会総会」を農業委員さん全員の出席のもと、開催しております。報告事項としましては、「農地法第18条第6項の規定による通知について」ということで、合意解約3件の審議、それと8月下旬に実施しました「農地パトロールの実施状況報告」では、新たな遊休農地が発生していないことを確認しております。また、平成29年度に向けまして、国有地の払下げ予定地の現況確認も併せて実施しております。地区については、上頓別地区を実施してきております。議案審議は、「土地の現況証明書について」ということで、小頓別地区の証明書の交付の決定をしてきております。また、「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」ということで、所有権移転4件、賃貸借9件について審議・決定をしてきております。

続いて、10月17日ですが、宗谷農村パートナー対策協議会が主催いたします。宗谷酪農青年パートナー対策研修会それと第2回の運営委員会を開催しております。事務局につきましては中頓別町農業委員会が担当しておりますので、森川会長についても出席頂いておりますし、担い手対策という形で宗像委員も研修会に参加していただいております。NPO法人北海道マリッジ・カウンセリングセンターから大蝶副理事長を講師として招きまして、婚活に関する研修を実施しております。同日、中頓別町農業関係資金対策協議会推進本部会議ということで開催されておりますが、この研修会と運営委員会の開催のため、事務局は欠席しております。その時の内容につきましては、農業経営改善計画の審査ということで、変更が1件、中身については〇〇さん。再認定が2件ということで、〇〇さん、〇〇さんの計画を審査して承認されているところでございます。

10月22日から23日に掛けてですが、「宗谷酪農青年との交流会」を宗谷農村パートナー対策協議会主催で実施してきております。参加青年は管内から6名、うち、中頓別町からは2名が参加してきております。

女性も札幌近郊の女性ということで6名が参加しまして、ゲーム・会食後、カラオケをするなどして、交流会をしてきております。後日マッチングに関して、マリッジ・カウンセリングセンターの方から報告がありまして、女性2名・男性3名、メールアドレスなど連絡先交換を望む

	とのマッチングがありました。 １０月２４日から２５日に掛けてですが、北海道農業会議の臨時総会に森川会長が出席しております。理事の欠員を補充するものでありまして、帯広市の農業委員会の会長さん、〇〇〇〇氏が原案どおり可決されています。 １０月２９日ですが、神崎牧場の下牧という事で、私が手伝いに行ってきております。当日は、８３頭が下牧したという状況になってございます。 １１月４日から５日、先日ですが、地区別農業委員等研修会が猿払村で開催されまして、農業委員さん５名、事務局２名が参加してきております。研修会終了後につきましては、地方連主催で交流会が開催されまして、森川会長・常本委員・藤田局長が出席してきております。研修会の中では、農業会議の佐藤部長、そして岡本技師が講師を務めてですね、ＴＰＰ協定と国内農業をめぐる情勢や改正農業委員会法に伴う農業委員等の任命等について、研修をしてきております。酪農に関しては、ＴＰＰよりも指定団体制度の見直しのほうが、大きな影響を受けるという話は、興味深いものがありました。その日のですね夕方、衆院ＴＰＰ特別委員会で、ＴＰＰ承認案と関連法案を強行採決がされたと報道されていまして、今後の動きを注視しなければならないという風に見ておりましたが。先程、会長からの挨拶にも触れてましたが、本日の新聞報道では、安倍首相が昨日、生乳流通について、「指定団体に出荷する酪農家のみを補助対象とする仕組みをやめて、酪農家が販路を自由に選べる公平な事業環境に変える」というふうな話を述べてですね、「補給金」の交付対象を広げる考えを初めて示したというふうに、今日の道新に掲載されておりましたので、併せて報告致します。 以上、長くなりましたけれども、会務報告を終わります。
議長	会務報告が終わりました、何か、質問はございますでしょうか。
(各委員)	(なしの声)
議長	なければ次に、農地等調査幹旋委員会報告をお願いします。石黒委員長、お願いします。
石黒委員長	第２回農地等調査幹旋委員会の開催状況（追加）を報告いたします。 開催日時は、平成２８年６月１７日（金曜日）、１３時から１５時まで、

	開催場所は、役場に集合した後、各現地にて。 参集範囲は、農地等調査幹旋委員（石黒・常本・鈴木）3名で開催して、7月27日開催の総会で報告をしたところではありますが、わたくし、石黒農場で新たに乾乳牛舎建設予定地の現況を確認し、字上駒〇〇番〇、字上駒〇〇番〇の〇筆は、農地・採草放牧地以外の土地であることを報告しました。 この敷地の一部については、中頓別町が管理する普通河川用地がありまして、払下げの申請をしていたところですが、今回、この土地の保存登記が完了して、払下げのための3条許可申請が出されているところです。 6月に開催した委員会では、この普通河川用地に関しても、現地確認をしていますので、今回の議案に関連しますので、ご報告致します。 以上のとおり、第2回農地等調査幹旋委員会の開催結果報告（追加）とします。 平成28年11月 8日 農地等調査幹旋委員会 委員長 石黒 和浩
議長	ただいま、石黒委員長より、農地等調査幹旋委員会の報告をありがとうございましたけれども、何か、ご質問等ございますでしょうか。
(各委員)	(なしの声)
議長	無ければ、次に報告事項に移ります。 報告第1号「国有財産の売渡しについて」を議題といたします。 内容について、事務局から説明致します。
事務局長	はい、それでは、資料の方の報告第1号と書かれた資料をご覧頂きたいと思いますが、「国有財産の売渡しについて」説明をいたします。 平成28年度の売渡しについては、豊平地区において、6名が対象となっています。現在、旭川財務事務所で、3条許可申請書を作成してまして、次回の総会、12月になると思いますけれども、案件として審議する予定であります。めくって頂きまして2枚目、3枚目の資料なのですが、これにつきましては、農地パトロールで確認をしました上頓別地区の現況確認表でありまして、平成29年度に向けて、旭川財務事務所へ提出している資料となってございます。次年度の売渡しに向けてですね、対象とするもの、対象外とするものにつきましては、旭川財務事務所の

	判断になるということの報告をしておきます。 以上です。
議長	報告第1号「国有財産の売渡しについて」、事務局からの説明が終わりました。報告の内容について、何か、意見等ございますでしょうか。
各委員	(なしの声)
議長	売渡時期は平成29年の2月、3月までにということですか。
事務局長	旭川財務事務所のほうでは、今年度中に処理をしたいという事なので、とりあえず、12月に3条許可を上げてもらって、農業委員会の総会で許可相当という事で許可を出せば、後は財務事務所、大蔵省というか財務省名義の土地に対して豊平地区の各農家さんとの契約がそれでいきますので、それ以後は多分粛々と土地代金だとか、2分の1の小作料的な料金を納めたりしていけば、後は財務事務所の方で委託している業者が登記をしていくという事になるので、今年度中には処理されるという事になります。
議長	他に質疑がなければ、次の議案に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から説明させます。
事務局長	それでは、議案第1号をご覧頂きたいと思います。「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」をご説明いたします。次のとおり、農地について、農地法第3条第1項の規定による所有権移転の許可申請があったので、審議を求めるものであります。 本件につきましては、譲受人の〇〇〇〇さんが、乾乳牛舎建設に伴って、〇〇が所管する普通河川用地の買受け申請をした土地のうち、農地部分の許可申請であります。先程の農地等斡旋委員会追加報告がありましたとおり、6月17日に現地確認をしております。 申請番号1番、申請年月日は平成28年10月31日、譲渡人、〇〇〇〇、譲受人、中頓別町字上駒〇〇番地の〇〇〇〇さん、許可を受けようとする権利は所有権、許可を受けようとする土地の表示は、字上駒〇〇番、〇〇㎡、字上駒〇〇番、〇〇㎡の〇筆です。地目は公簿、現況ともに畑、利用状況は採草畑です。権利設定理由につきましては、譲渡人、

	普通河川用地を隣接耕作者に売払いする。譲受人、普通河川用地を買い受け、経営の安定を図る。価格につきましては〇〇円で、資金調達方法は、自己資金。引渡し の 時期 及び 権利 移 譲 の 日 は 許 可 日 以 降 と な り ま す。 農地法第3条第2項各号、1号から7号の該当の有無につきましては、無しとなっております。この部分に関しましては、農地法第3条調査書というかたちで、ご覧頂きたいと思います。第1号の全部効率利用につきましては、労力が3人でありまして、効率利用が認められると判断されますので、「該当しない」。第2号、第3号は適用無しであります。第4号の農作業常時従事については、酪農経営ですので、常時従事と認められると判断されますので、「該当しない」。第5号の下限面積については、中頓別町では50アールとしていますので、現状の経営面積ですと「該当しない」。第6号の転貸禁止については、現状で採草畑として利用しているものですから、転貸には当たりませんので、「該当しない」。第7号の地域調和についても、特に問題ないものと判断されますので、「該当しない」と判断しております。 よって、農地法第3条の許可要件の全てを満たしていることから、許可相当と判断されますので、よろしくご審議の程、お願い申し上げます。
議長	只今、事務局からの説明が終わりました。本件につきましては、石黒委員に関する案件でございますので、中頓別町農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、退席をお願い致します。ここで、暫時休憩致します。 (石黒委員退席) それでは、休憩前に戻り、本件につきまして、審議に入りたいと思います。何かご質疑ありますでしょうか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑が無いようですので、議案第1号について、許可することで異議ありませんか。
各委員	(異議なし)
議長	異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」は、原案どおり許可することと致します。 ここで、暫時休憩。 (石黒委員着席)

事務局長	休憩前に戻りまして、総会を再開致します。 退席されていましたが石黒委員に報告致します。ただ今の案件につきましては、原案どおり許可することに決しましたので、ご報告致します。 続きまして、議案第2号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。 事務局から説明いたします。 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」をご説明申し上げます。農地法第5条の規定による許可申請のあった次の件について、審議を求めるものでございます。 2枚目のほうにですね、調査書という形で例年、毎年ですね、皆さんに提示している資料でありますけれども、これについては例年、変わっておりません。それで一番後ろの方に農地転用許可申請に係る審査票というものを、ホチキス止めしている一番最後のほうの2枚目になるのですが、農地転用許可申請に係る審査票につきましては、今、皆さんご覧のとおりでございます。許可方針該当事項としては、3年以内の一時転用であること、用地の選定の任意性がないこと。農振整備計画の達成に支障がないことであります。例外許可として、農地法第5条第2項第1号の規定によりまして、農地法施行令第11条第1項第1号に該当することから、許可相当と判断されます。 一番後ろのほうの4番、例外許可事由の該当状況ということで、ここには法令上の該当条項を記載するとなっております。農地法第5条第2項第1号、かっこ書きにしておりますけれども、農地法施行令第11条第1項第1号ということでの許可相当ということが判断されます。 許可が相当と認められる場合に付すべき条件につきましては、原則、北海道農地法関係事務処理要領に定めてる項目を記載するものとし、併せて注意事項及び教示文を添えて、指令書、奥書を交付致します。なお、農業委員会法等の改正によりまして、これまで、北海道農業会議への諮問という形が、平成28年4月から意見聴取という形に変更となりましたので、平成28年11月25日開催の常設審議委員会に間に合うようにですね、関係書類を今月の15日までに提出する形になります。 また、許可相当と判断頂いて、農業会議からも許可相当の意見回答があった場合につきましては、速やかに許可書を交付することとし、次の総会で報告することも併せて、ご審議頂きたいと思いますので、よろしくお願い致します。 以上、議案第2号の説明といたします。
議長	只今、事務局から説明がありました、冬期間のスキー場についての一

	時転用ということで説明がありました。何かこの件についてご質問ございますでしょうか。
各委員 議長	(なしの声) なければ異議なしと認め、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を承認することによってよろしいでしょうか。
各委員 議長	(異議なしの声) ご異議なしと認め、議案第 2 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」は承認することに致しました。 また、農業会議から許可相当の意見回答があった場合は、速やかに許可書を交付することとし、次回の総会で報告することを確認したいと思いますが今回、確認しておかなければならないのか。 しなくちゃならないのか。
事務局長	要は農業会議の常設審議委員会に関係書類を意見聴収という形でして、11月25日にその会議が開かれた結果がですね、農業委員会に届くんですが、その時に総会を開かないでそのまま許可書を交付すると。 その交付した事を次回の農業委員会の総会で報告しますよと。いう事前の確認を取っておけば、次回の総会を開いた後の許可の交付じゃなくても出来るというふうな説明を研修会で受けていますので、一応その確認というかたちです。
議長	今、事務局から説明があったとおり、今回確認して頂くことによって、許可書交付を報告という形で次回の総会でお知らせしたいという事も確認して頂けますか。
各委員	(異議なしの声)
議長	次に、議案第 3 号「農地利用最適化推進委員の設置について」を議題と致します。 事務局から報告いたします。
事務局長	議案第 3 号の「農地利用最適化推進委員の設置について」をご説明申し上げます。 農業委員会等に関する法律第 17 条の規定に基づく、農地利用最適化

	推進委員の委嘱に関して、法第17条第1項第2号の規定による「農地利用最適化推進委員を委嘱しないことができる市町村」という形で公告、これが平成28年10月17日官報、第6879号でありますけれども、これに掲載されておりました、農林水産省告示第二千四十七号で掲載されておりました、中頓別町は、その対象市町村に位置付けられたことから、委嘱の可否について、審議を求めるものでございます。平成28年4月1日から施行された改正農業委員会法では、農業委員会の主たる使命をより良く果たせるよう、1つとして農業委員会の事務の重点化、2つ目には農業委員の選出方法の変更、3つ目には農地利用最適化推進委員の新設、4つ目には都道府県農業会議及び全国農業会議所の農業委員会のサポート組織としての機能の強化ということで、農業委員会の改革が行われたところでございますが、事務の重点化ということで、農地等の利用の最適化の推進に関する事務を農業委員会の最も重要な事務として位置付けられたところでございます。これは、担い手への農地利用の集積・集約化や、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進による農地等の利用の効率化及び高度化の促進を行うということを指してございます。この事務を担うのが、農地利用最適化推進委員であります。遊休農地がほとんどなく、担い手への農地集積がかなり進んでいる市町村においては、推進委員を委嘱しないことができる市町村の対象となります。具体的には、遊休農地率が1%以下で、担い手への農地の集積率が70%以上であることとなっております。中頓別町は、この基準を満たしているということになります。推進委員を委嘱しない市町村では、農業委員会が、その業務を兼ねることになりますので、ご承知おき願います。前回の総会で配布しました「新たな農業委員会制度が始まります」の資料の中にも詳しく掲載されております。 以上、簡単ではありますが、議案第3号の説明とさせていただきます。
議長	ただいま、事務局から説明ありました議案第3号の「農地利用最適化推進委員の設置について」、推進委員を委嘱しないことができる市町村に中頓別町が対象になったということですが、委嘱の可否について、委員のみなさんから意見を出して頂きたいと思います。 先日の研修会の中でも、この推進委員の委託については講師の方から色々と説明を受けたと思うんですけれども、本総会で皆さんの意見を聞いて、決めて行きたいと思しますので、屈託のない意見を頂きたいと思います。
栗林委員	質問があるんですけれどもね、推進委員を設けなくても良いっていう、

事務局長	市町村の対象になったと言いましたね。それだけでも、推進委員の仕事は農業委員さんがその仕事をする。ということなんだ。推進委員の仕事は無いんじゃないくて、農業委員さんが推進委員を置かない代わりにその仕事を農業委員さんがしなければならないということなんだね。 まあ、そういうことですね。農業委員会の改革に関して、農業委員会の重点的な事務については農地の最適化という事で、担い手対策だとか、遊休農地対策だとか、先程もお話しましたがけれども、今後、農業者が減っていく、遊休農地が増大する。という、ある程度、国の全国一律の考え方になりますけれども、そのためには実際、現場に行く実務の出来る推進委員さんを置かなければならない。という事と、国の方では推進委員さんを法律上は設置しなさいと言っていますので、原則、設置しなければなりません。そのために国としては推進委員さんの手当てについても予算措置していると。ただ、遊休農地が少ない1%以下だとか、担い手というか認定農業者も含めて、そういう担い手に農地の集積が70%、北海道はほとんど95%近く、この管内も集積されているんですけども、そういう所については、ある程度担い手にも集積されているので、さほど推進委員さんを置かなくても良いでしょう、というその国の例外規定が示された。ただ、法律上は置きなさいと言っているの、その判断は地元の農業委員会で置かなくても良いけども、うちは置くとか、置かなくてもいいし、現状もまだ推進委員さんを置かなくても、農業委員さんが兼ねて活動すれば対応できるという判断をするのであれば、置かなくても良いだとかという判断になるかと思います。
栗林委員	これ、シーズン通してどの位の仕事内容になるんでしょうか。
議長	原則的には今までの活動が推進委員と他の地区ね、推進委員を置くところは分ける形で、当委員会に関しては地区割り、今までやってきたんだけど、委員さんの地区割り、その地区の農地をきちんと把握しながらその活動に見合うように、国から交付金が出るっていう形なんだけれども。
事務局長	ただ、それをもらうがためには毎月、どういう活動をしましたっていう報告は事務局に上げてもらって、その報告に基づいて活動していますよと実績報告を出さないとならないので。交付金という形の補助金ですので、実績にみあった報酬を出しましょう、という考えなので、農地パトロール自体も対象にはなるのですが、それ以外、各地区に行ってその農地の利用集積的な活動をしましたよという委員さんの報告があれば活

	動実績となって交付金の対象になっていくということです。
栗林委員	という事は、新たな取り組みをしなくちゃならないという事か。
議長	きちんとした報告をして頂くという事です。
栗林委員	報告が大事になるという事ですか。 今までと仕事内容はそんなに変わらないんだけども。
議長	今までは、現場活動が表に現れていないということがあるのだ。
事務局長	事務局はどうしても役場庁舎にいますので、中々ね、その委員さんが普段どういう活動をしているのか把握出来ない。だけでも見えないところでは、何かしらそういう利用集積になるような活動はしていると思うんです。そういう部分を、今後は推進委員さんっていう立場を兼ねて行くことになるので、そういう活動を念頭に入れて、月々何かしらの活動をしていますよということで報告して頂きたいなと。まったく活動がない、記録が上がってこないという時は、その月の分の報酬なり、手当的なものは当然、実績にあがっていかないので、その分は出てこないという形になります。
議長	まあ、前回、農業委員会の研修会に参加された方はよく講師の方から説明を受けたとは思いますが、実績に応じた報酬手当とポイント制の2つがあるんだけど、まあそういう中で国から交付されたその報酬手当等は一旦、町に入るんですよ。町がその委員に支給するかどうかはこれから。
事務局長	実際の話をする、来年の7月以降、新たな制度に移った農業委員さんがその交付金の対象になんですけども、7月の20日間から新たな体制で活動しましたとって、7月の残り10日間で何か活動すればそれは実績になる。8月以降3月まで9ヶ月に関する活動に対して、29年度は交付金の手当なり、報酬的なものの対象になるという形になります。
議長	主に目立って、その実績報告を上げれるのは農地パトロールの様な活動。それを事務局の方に報告して、事務局で報告書を提出していくという形。
事務局長	担い手の集積もありますし、遊休農地の解消なり、防止の対策もあり

	ますし。そこら辺の活動、必ずしも権利設定だけが活動ではないので。結果的にはそういう活動実績の他に、実際に担い手に集積された実績の2本立てで、交付金の対象になるということです、活動ありと成果的な活動に対して交付金の対象になるということです。
議長	他の委員さんから何かこの推進委員の委嘱について、ご意見がございましたら。 いや、推進委員は絶対置くべきだという意見もあってもよろしいのかなとも思うんですけども。
石黒委員	いや、置かなくてもいいというのだから置かなくてもいいんじゃないんですか。
栗林委員	これ、もし置く地域となったら定員はどういう条件になるのさ。
事務局長	あの、この12月には今の条例でいくと、農業委員さん選挙委員の定数条例になっているので、それが新しい制度では選挙も何もなくなくなっちゃうので、新たな条例を制定するのですが、その時に例えば農業委員会としては委嘱する立場なので、推進委員を置きますとなったら、その定数条例の中に、農業委員さん何名、推進委員さん何名、という条例の提案を町側としては、していく形になる。
議長	あくまでも農業委員会活動の中の推進委員を、委員会の中に置くということですね。
事務局長	まずは、今までの農業委員さんは許認可、そういう法律に基づいた許可基準に基づいて、許可をしたり、許可をしなかったりという活動が主になってきますし、推進委員というのは、現場で実際その出し手、受け手みたいなような、利用調整に繋がるような活動。それと遊休農地が発生しないような、そういう農地パトロール的な活動だとかということを、主にしていくということになります。
議長	ここで言うのもあれだけれども、本州向け、まあ本州でいう農業委員さんは名誉職で高齢な方が多いんです。で、中々現場周りが出来ないという事で若い者を推進委員にして、現場確認とかそういうのをという考えのようなんです。ようは、北海道はもともとね、幅広く活動しているので、必要ないよという取扱いの中で、置かなくてもよろしいという判断がされたんですけども。

議長	まあ、大体意見が出されたのかなと思います。
各委員	ここで採決をしたいと思います。
議長	推進委員の委嘱をしないことを賛成の方は、挙手を願います。
	(各委員の多くが、挙手。)
	賛成多数と認め。中頓別町では、推進委員を委嘱しないことに決めました。
	よって、議案第3号「農地利用最適化推進委員の設置について」は、設置しないことに決めました。
	次に、議案第4号「農業委員定数について」を議題と致します。
	事務局から説明致します。
事務局長	議案第4号「農業委員定数について」をご説明申し上げます。
	平成28年4月1日より施行された改正農業委員会法により、平成29年7月に改選を迎える農業委員については、選出方法が変更され、市町村議会の同意を要件とする市町村長の任命制一本となります。
	原則、農業委員の過半を認定農業者とすること、農業者以外の者で、中立な立場で公正な判断をすることができる者を1人以上入れること、女性・青年も積極的に登用するよう、農業委員会の改革の方向が示されています。
	中頓別町においては、農業経営体の減少も相まって、1経営体に係る各種団体等役員の占める割合も大きくなってきております。
	このため、現行の選挙制と市町村長の選任制の併用による農業委員の定数は、選挙委員5名と選任委員3名を合わせると8名となっていますが、平成28年第4回定例会で中頓別町農業委員会の委員の定数条例を改正する予定であることから、議案提出をする中頓別町長に対し、1名減とする旨の意見書を提出することの承認を求めるものでございます。
	本件については、前回の総会で協議をしたところでございますが、その際には、現状の農家数からすると、1名の減という意見が大半でありましたので、農業委員会の意見として中頓別町へ提出するものでございます。
	以上、ご審議の程、よろしくお願い致します。
議長	ただいま、事務局から説明のありました議案第4号の「農業委員定数について」、前回の総会のその他の部分で、暫時休憩を取りまして、皆さんにご審議頂いたところでございますけれども、今、事務局説明したとおり当委員会においては、新しい委員選出方法の中で1名減とする意見

	書を町長に提出したいと考えております。このことについて皆さんから再度、ご意見を頂きたいとおもいますけれども宜しくお願い致します。
栗林委員	今、会長がおっしゃったとおり、前回の委員会でこの話については、皆さんと色々協議して、方向性としては1名減という方向でいこうという事で、皆さん意思統一されたと思うんです。その中で新しい今度、法律が変わって関係者以外の方が約1名、農業委員会に入ってくるということであれば、実質2名減になってしまうのではないかと。だからそういう心配もあるから、現実の農家さんでやっぱり、1名減が妥当でないかとの方向が前回出ていたので、私はそのとおり今回の案件はこのとおり提出いた方がよいと思います。
議長	他の委員さんから、ご意見ございましたか。 再度、質問という形でもよろしいですから。何かございませんでしょうか。
鈴木委員	これ、もし町長が1名減はしないって言ったら今までどおりという事だよな。
議長	はい、そういうことです。 あくまでも、農業委員会は条例改正に対しての意見書を町長に提出するということです。
栗林委員	いままでの前例で、まずもって1名減にしたいですって出して、それはだめだわ、現状維持で行きなさいってことはまずないべき、過去に。
議長	再度、農業委員会から事情聴取したいという形はあるかも知れない。 なんせ、農家数少なくなったと言えども、1名も削減しなきゃならないのか、という意見聴取はあるかも知れません。
栗林委員	いいんでないかい。
議長	他の皆さん何かご意見ありますか。 石井代理、どうですか。
石井代理 議長	このままで良いと思いますけれども。 それでは、意見等が他に無ければ、議案第4号を採決致したいと思えます。

	農業委員1名減に意見を提出することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
各委員	(各委員の多くが、挙手。)
議長	賛成多数と認め、議案第4号「農業委員定数について」は、原案どおり、1名減とする意見を中頓別町長あてに提出することと決めました。 以上で本日の提出の議事が全て終了しました。
事務局長	続いて、その他の案件ですがここで、暫時休憩を取りたいと思います。それでは休憩前に戻りまして、その他事項について報告いたします。 総会次第、議案の2枚目にまず、平成28年度農業委員等研修について書いてありますけれども、今後の予定についてであります。 来週の14日・15日、3年目の年にですね、過去には視察研修という形で、3年前は訓子府の方に視察研修をしておりますが。 今回は農業会議の方にですね、出向きまして改正農業委員会法にからめた、今後の新しい農業委員さんの関係ですとか、詳しくですね、お話を聞きに行こうかなというふうな形で企画しております。 対応して頂く職員につきましては、農業会議の三本部長が対応して頂く予定になっております。これにつきましては先日、出欠を取りましたところ、農業委員さん4名が参加出来るという形で、過半を占めるというのか、約半数ですが事務局を入れて6名の体制で、会長と相談しまして実施しようという事になりましたので、一応予定しております。
議長	講義の内容等はどんなことについて。
事務局長	多分この間、猿払での研修した中身にはなと思うんですけども、話をする方がちょっと変われば、ちょっと表現的な部分も変わるかなと思いますし、場所的には農業会議の事務所の中の打合せコーナー的な場所に対応出来るという事なので、型苦しくないような研修でいいかなっていうふうなイメージではおりますので。
議長	只今の研修会等について、何かご質問あれば。 全員参加して頂ければなと思っていたんですけども、皆さまのご都合もありまして、中々全員参加とは。
栗林委員	あれさっき出発時間がどうのこうのって話、改めて案内だすとかって話していた。

事務局長	それですね、先方には、冬場のこの降雪の関係もあるので、大体3時頃を目途に農業会議の方に出向きますっていう形では話は伝えておりますので、後はうちの方から何時に出発するかとか、大体お昼を摂ったりもすれば、8時～9時の間に出発すればゆっくり行けるかなっていうふうには想定していますけれども。 実際に行ける方は会長と、鈴木委員、常本委員と、石井代理の4人になりますんで。
議長	と事務局2人。
事務局長	そうですね。はい。
議長	あまり型苦しい内容の研修にならないように。当委員会で運営している他に、他町村どんな事をやっているのかなって、事例なんかも含めて色々と農業会議さんからお聞き出来ればなと思っております。
事務局長	次に②の平成28年度第1回農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場について ②番ですが11月18日に道庁の別館地下の会議室であります。 農地転用許可制度及び農業振興地域制度に係る国と地方の協議の場という会議がございまして、私が一応予定をしております。 次に③番目ですが、宗谷 de 就農フェア in 酪農学園大学及び新農業人フェアという形で、酪農学園の方を絡むと、24日から26日という日程で江別・札幌、これにつきましてはうちの方から、千葉主査が出ます。それと産業課の方からは〇〇主幹が出席すると。で新農業人フェアのみという形になりますが、宗像委員が25日・26日にかけて札幌コンベンションセンターの方で参加して頂くという、日程になっていますので、よろしくお願いいたします。 これには会長も。
議長	農協からは〇〇も、僕はヘルパー利用組合の代表として行くんですけども、近い内に役員会があるんでその事も報告したいなと思っている。 という事なんで、宗像委員よろしくお願いします。
事務局長	次に④番ですが最近ちょっと会議の案内が来まして、地域農業を担う農地所有適格法人等スキルアップ、今年から言葉が変わっていますけれ

	ども。農業生産法人等に対するスキルアップという事で浜頓の試験場天北試場で12月8日研修会があります。これに関しては、多分、ディールの方にも法人宛という形で、通知されるという事で、うちの方にも案内が来ております。一応農業委員会宛に来てたので、今後、将来も含めて、法人化を目指すような考えだとか、実際、今法人でやっている経営体も含めてですね、スキルアップという形に興味があれば、参加の程お願いしたいと言うふうに思っていますので一応、参考までに載せております。行きたいという方がおりましたら、事務局に連絡して頂ければと思います。多分、農業士さんの方にも案内はいつてると思います。 それと次のページ⑤番ですけれども、例年開催してます、農業者年金協議会代議員等の研修会という事で 今年は 12月15日 稚内の総合文化センターで開催されます。 又、近くなりましたら、参加の取りまとめをしていきたいと思ひます。
議長	これはやるんだ。12月の研修が1つ無くなったんでは。
事務局長	農業会議も、国の方から補助金もらっているんですけども、機構集積支援事業という形で、国から8割分しか現在のところ、もらってなくて、残りの2割を割当あって申請しても時期的に遅くなるので、今度12月だとか、1月の会議関係は間に合わないという事で、事業の見送りをしていて、年前で言うとも12月に開催していた会長・事務局長会議は中止になりますよと。それと昨年、栗林委員も行かれましたけれども、研究会、あれ自体も実施が見送りになりましたというふうに正式に農業会議から通知が届いています。ただ、それと併せて、次の日に年金の方の研究会があるのですが、それは特に中止になったという話はまだ来てませんし、ただ、今のところまだ日程は決まってないので、何とも言えません。 一応その様な状況です。
石黒委員	1月位にやって、2日間でやってる。
事務局長	そうですね。2つの会議、年金と併せてね。
議長	時間帯なんかは大体ここに書いてある時間、1時30分から4時まで。参加出来る方は、事務局の方へご連絡願ひたいと思ひます。
事務局長	一応、開催日の7日前までには報告をしないとなりますので、また

	近くなったら、出欠の確認をさせて頂きたいと思いますので、よろしくお願いします。 あと、時期的には、もう忘年会の時期なんですよ。去年は12月7日にピンネシリ温泉で開催しているんですが、年末忙しくなったらまた集まりづらい。色々重なってですね。そういう状況になるのかなと思ひまして。やるのであれば早い時期に、12月に入ったら日程調整をした方がいいのかなと思いますけども、ただ次の総会がまだ、財務事務所の方から3条許可申請が出てないので、ちょっと日程調整もちょっと出来ないんですけれども。総会とは別に忘年会をいつにして、集まりましょうという事であればそれで。
栗林委員	12月にも総会あるの。
事務局長	財務事務所の方からその豊平地区の基線・号線の売渡しの関係で3条許可が上がってくるので、それに対しては12月中に総会開いて、許可相当という形で。
議長	年内あと1回で。
事務局長	そうですね。
石黒委員	去年、忘年会終わってから、なんか総会あった気がする。
事務局長	多分、12月7日に忘年会やっているから、12月の中旬前後にはたぶんやってたと思う。
栗林委員	農業委員会の忘年会もやるのであれば、10日前後だな。 あんまり、けつに行ったら。
石黒委員	メンバー変わらないけれどもね。
事務局長	役場の都合でいくと、サンデー議会が11日、会長も招集されるかもしれませんが、日曜日にサンデー議会があって、12日1日で議会があるので、13日は多分、例年議員さんと役場職員でピンネシリで懇親会的なものを設置すると思うので、この議会辺りはさけて頂くとうかがいたいと思うのですが。
石黒委員	それは任せます。どうにもならない。皆の意見を聞いていたらいつに

	なるか解らない。
議長	ここ2年、忘年会という形でやってきているんですけども。 忘年会でやらない時は新年会。来年改選期なのでね、僕としてはご苦労さんで、忘年会でやりたいなと思うんですけども。宜しいですか。 日程については、事務局の方から通知しますので。
栗林委員	すみません。参考までに2日・3日だけは止めてください。共済とぶつかっている。
議長	場所はどこがいいですか。
栗林委員	ピンネシリの温泉でいい。送り迎え付きだよな。
石井委員	是非とも温泉を使って下さい。
議長	私と事務局で相談してよろしいでしょうか。 その他ありますか。
事務局長	この間ですね、宗谷の農業共済組合の総務の方から、3月1日で9組合が合併しますという形で、まだ早いんですけども、推薦している栗林さんが引き続き、7月の任期まで継続出来るように考えている。との連絡があって、それに絡んでどういう風な書類を出したらよいのかと相談を受けています。これに関しては農業会議の、この間猿払で来てました佐藤部長にも相談したんですが、そここの市町村のやり方だと、色々ばらばらになると思うので、9組合が絡んでいる市町村があると思うので、農業会議の方で、何か統一出来る様な、考え方があれば組合員だとか調整して、こういう方法で、例えば今までどおり推薦書を上げて下さいだとか、そういう取り扱いを示してもらいたいなど、農業会議には相談していますので、もし栗林委員については、共済の方から何かそこら辺の話があった時にはそういう状況です。という事で伝えて頂ければいいなど。特に話しがなければあれですけども、一応継続して推薦したいと話を受けていますので、うちの方もそれを受けて、すぐにそれに対応出来る様な事務処理を対応していきますので。
議長	解散が2月だよな。
栗林委員	2月一杯だな。俺の立場は自分の立場としては理事になっている時に

	は、理事で共済の推薦を受けていたんだけど。幹事になった時には幹事枠としての推薦はないんだよね。だからいいしょと言ったらそうではないんだと。管内でもそういう人は一名いるんだけど、組合員として、共済の組合員としての枠があるから、そっちの方で出てくださってお話があつて。今はその立場で出ている。今言ったお話も総代会の前で皆さんで統一して、こういう風に農業委員会の方で要請があればいつでも、推薦するように共済の方では構えていると話をしていましたね。やり方というかルートは農業委員会と良く相談して、宗谷振興局とも聞いて、方向性を統一してやりたいって、話は合併する課の全員が同じ統一見解でやりたいって言い方をしていましたね。
事務局長	合併する時には中心になる事務局ったらおかしいですが、どこか決まっているのですか。
栗林委員	本所の置く場所は決まっているんだけど、その本所の一番高いテーブルに座る人はまだ決まっていなくて、まして、あたりの顔ぶれもまだ一切きまっていない。正式に理事会から報告がまだないですね。
事務局長	事務局的な主導になる拠点が、多分そういう事務的な取りまとめというのかね、やると思うんですがそれがちょっと見えてないので、単純に宗谷の方にこういう方式でやって下さい、と伝えればよいのか、3月1日のね。
栗林委員	理事会の報告があるという事は、合併する中では方向性はある程度、統一見解で出ているという事なんだわ。だからそれで初めてそういう理事会の報告があるから、あまり難しく考えない方がいいのかなって気がする。ある程度、方向性が出ていると思う。そうしましょうってね。
事務局長	解りました。はい。
議長	皆様から何かご提議ありますでしょうか。
各委員	(なしの声)
議長	なければ、以上で第7回中頓別町農業委員会総会を終了させていただきますと思います。本日はどうもご苦労様でした。

(閉会 午後 2時30分)

この会議録は主査が記載したものであるが、内容に相違がないのでそれを証するため、ここに署名する。

会

長

署名委員

6 番

(印)

署名委員

7 番

(印)